

令和 6 年度集団指導 事務連絡（認定担当）

介護認定における介護認定審査会の簡素化の実施について

厚生労働省老健局長通知「介護認定審査会の運営についての一部改正について（平成 30 年 3 月 23 日付老発 0323 第 1 号）」を踏まえ、本市も「介護認定審査会の簡素化」を実施することとしますのでお知らせいたします。

本市では、「介護認定審査会の簡素化」について、令和 5 年度に学識経験者による検討会、令和 6 年 4 月に審査会委員への意見聴取を行い、令和 6 年 4 月の介護認定審査会より、実証的に簡素化を実施しているところです。

今後は、試行期間のデータ、審査会委員の皆様のご意見をいただき、見直し等を行ったうえで、本実施とすることといたします。

引き続き、介護保険制度の円滑な運営のため、ご理解・ご協力をお願いいたします。

記

1 介護認定審査会の簡素化とは

状態の安定している方に限って、介護認定審査会における二次審査判定の手続きを簡略化しようと国が示した考え方です。

国が示す下記要件に該当する方が対象者となり、介護認定審査会において、簡素化対象者の一覧を確認していただいたうえで、一次判定のとりの要介護度を審査判定結果といたします。有効期間は 48 か月といたします。

2 簡素化対象者条件

以下のすべての要件に合致する方

- ① 第 1 号被保険者であること。
- ② 更新申請であること。
- ③ コンピュータ判定結果の要介護度が前回の認定結果の要介護度と一致していること。
- ④ 前回認定の有効期間が 12 か月以上であること。
- ⑤ コンピュータ判定結果が要介護 1 または要支援 2 の者の場合は、今回の状態安定性判定ロジックで「安定」と判定されていること。
- ⑥ コンピュータ判定結果の要介護認定等基準時間が「一段階重い要介護度に達するまで 3 分以内（重度化キワ 3 分以内）」でないこと。

3 参考資料

「介護認定審査会の運営について」の一部改正について（平成 30 年 3 月 23 日付老発 0323 第 1 号）

老 発 0323 第 1 号
平成30年3月23日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「介護認定審査会の運営について」の一部改正について

介護認定審査会の具体的な運営については、これまで「介護認定審査会の運営について」(平成21年9月30日老発0930第6号厚生労働省老健局長通知)により取り扱われていたところであるが、このたび別添の通り改正を行い、平成30年4月1日より適用することとしたので通知する。

当該内容について御了知の上、貴管内市区町村にその周知徹底を図るとともに、介護認定審査会の運用について遺漏のなきように期せられたい。

また、介護認定審査会の簡素化にあたっては、別添参考「介護認定審査会の簡素化等に係るQ&A(平成30年2月14日老健局老人保健課長事務連絡)」も参照されたい。

(別 添)

○ 介護認定審査会の運営について（平成 21 年 9 月 30 日老発第 093006 号）（抄）

(変更点は下線部)

現行	改正後
(略) (別添) 介護認定審査会運営要綱 (略) (新規)	(略) (別添) 介護認定審査会運営要綱 (略) <u>5 認定審査会の簡素化</u> <u>以下の(1)から(6)の全ての要件に合致する場合、「3 審査及び判定」及び「4 認定審査会開催の手順」の規定によらず、認定審査会を簡素化して実施することとしても差し支えない。</u> <u>(1) 審査対象者が、介護保険法第 7 条第 3 項第 1 号または同条第 4 項第 1 号に定める者であること</u> <u>(2) 介護保険法第 28 条に定める要介護更新申請又は第 33 条に定める要支援更新申請であること</u> <u>(3) 一次判定（4 の 2）の(1)に定める「一次判定の修正・確定」を行う前のもの。以下本項において同じ。）における要介護度が、前回認定結果の要介護度と同一であること</u> <u>(4) 現在の認定有効期間が 12 か月以上であること</u> <u>(5) 一次判定における要介護度が「要支援 2」又は「要介護 1」である場合、別紙 2－3 の表 9 に定める状態の安定性判定ロジックの判定結果が「不安定」でないこと</u> <u>(6) 一次判定における要介護認定等基準時間が、次のいずれにも含まれないこと</u> <u>・ 29 分以上 32 分未満</u> <u>・ 47 分以上 50 分未満</u> <u>・ 67 分以上 70 分未満</u> <u>・ 87 分以上 90 分未満</u> <u>・ 107 分以上 110 分未満</u>

事 務 連 絡
平成 30 年 2 月 14 日

都道府県・指定都市 要介護認定担当課 御中

老健局老人保健課長

介護認定審査会の簡素化等に係る Q & A

介護保険行政の推進につきましては、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
平成 30 年 4 月 1 日以降の要介護認定制度等については、平成 29 年 12 月 20 日事務連絡「平成 30 年 4 月 1 日以降の要介護認定制度等について」においてお知らせしたところですが、本件につき下記の通り Q & A を作成いたしましたので、管内市町村等に周知方よろしくお願いいたします。

記

Q1. 認定審査会の簡素化とは、認定審査会による審査判定を行わないということか。

A1. 審査会による審査判定は介護保険法第 27 条第 5 項等に定められた事項であるため、審査判定の実施自体を省略することはできない。

今般の見直しは、審査判定の具体的な実施方法を定めた認定審査会運営要綱を改正し、簡素化した方法での審査判定の実施を可能とするものである。そのため、たとえば要件に合致した者についてコンピュータ判定の要件を満たす認定申請について、コンピュータ判定の結果を審査判定結果とみなすことにつき、認定審査会の包括同意を得ることをもって個々の審査判定（一次判定の修正・確定を含む）に代えることは考えられる。ただし、そうした場合においても、審査会の開催自体は省略せず、審査会での委員による対象者リスト確認をもって審査判定とする等の取扱いが適当である。

Q2. 認定審査会を簡素化する方法として認められうる範囲や基準を示されたい。

A2. 認定審査会を簡素化した場合であっても、保険者が審査判定を実施し、認定結果について責任を負うことに変わりはないため、その範囲において各保険者で簡素化の方法を決定されたい。

Q3. 「要件に合致した者についてコンピュータ判定の要件を満たす認定申請について、コンピュータ判定の結果を審査判定結果とみなすことにつき、認定審査会の包括同意を得る」という方法で簡素化を実施するとした場合、審査会委員にはどの程度まで詳細な同意を求める必要があるのか。

A3. 簡素化の方法については最終的には保険者の判断となるが、Qの例では当該包括同意が個々の認定審査会における審査判定を実質的に代替するものとなることから、同意の内容について各委員に十分ご理解いただくとともに、同意が得られない場合には簡素化方法を見直すことが適切であると考えられる。

Q4. 認定審査会を簡素化した場合、有効期間はどのように設定すればよいのか。

A4. 簡素化の方法に応じ、保険者により設定方法を決定することとなる。

Q5. 介護保険法第27条第4項に定める認定審査会への通知及び審査判定の求めも簡素化の対象となるのか。

A5. 認定審査会への通知は法律に定める事項であるため、実施して頂く必要がある。通知方法は各保険者における簡素化形態に応じてご判断頂きたい。

Q6. 要件に合致しない者について保険者判断で認定審査会を簡素化することは可能か。

A6. 今般の見直しは、二次判定における要介護度の変更率が極めて低い者に限って認定審査会の簡素化を可能とするものであるので、要件に合致しない者の審査判定の取扱いは従来通りとなる。

Q7. 認定審査会の簡素化は平成30年4月1日申請分から可能となるのか。

A7. 申請日が3月以前であっても、審査判定を4月1日以降に実施するケースであれば簡素化が可能となる。

Q8. 認定審査会の簡素化は平成 30 年 4 月より直ちに開始しなければならないのか。

A8. 認定審査会の簡素化は実施の有無も含めて保険者判断となるため、4 月より直ちに開始しなくても差し支えない。

Q9. 認定審査会の簡素化について、申請者に説明する必要があるか。

A9. 簡素化の実施の有無に関わらず、保険者が認定結果について責任を負うことに変わりないことから、申請者への特段の説明や理解が必要であるとは考えていないが、区分変更申請の案内等、認定結果を受けた申請者への対応については従来通りご配慮頂きたい。

Q10. 有効期間を 36 か月に設定する場合の判断基準は厚生労働省から示されるのか。

A10. 要介護認定の有効期間は、今般の見直しに関わらず、今回判定結果の要介護度がどれほど長く継続するか判断に基づき決定されるものであり、厚生労働省として統一的な基準を示すことは考えていない。

Q11. 有効期間 36 か月の設定は平成 30 年 4 月 1 日申請分から可能となるのか。

A11. 申請日が 4 月 1 日以降のケースが対象となる。

Q12. 有効期間の延長は平成 30 年 4 月より直ちに開始しなければならないのか。

A12. 保険者判断として個々のケースに 24 か月を超える有効期間を設定しないことは差し支えないが、制度の上では最大 36 か月の有効期間が設定可能となっていることに留意されたい。

(照会先)

厚生労働省老健局老人保健課

介護認定係 有川，塩田

03-5253-1111 (内線 3945)

以上